広報こうた

No.136 昭和42年1月1日

発行 幸田町
編集 幸田町企画室
印刷 あいち印刷株式会社

今月の納税

納期限は 一月二十七日です

一月当直医日割表

一日	鈴木美生医院
二日	上田医院
三日	鵜田診療所
八日	天真堂医院
十五日	神谷医院
二十二日	浅井医院
二十九日	鈴木美生医院

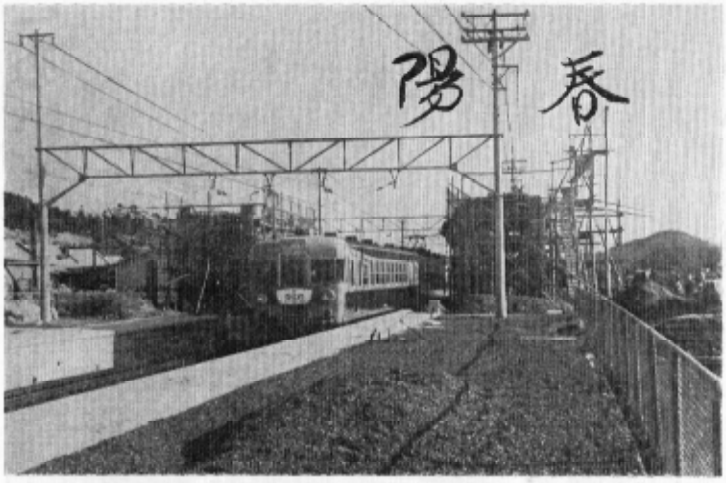

あけましておめでとうございます

新年のごあいさつ

幸田町長 加藤 泉

町民のみなさま、明けましておめでとうございます。輝かしい昭和四十二年の元旦を迎え本年も平和で豊かであますよう、心からお祈り申し上げます。

私と昨年九月にはみなさまの絶大なるご支援によりまして町政を担当いたしまして以来、みなさまに直接ごあいさつ申し上げる機会もなく失礼申し上げておりますことを、まずもってお詫び申し上げます。

明るく健闘な人柄と地理的条件に恵まれて本町は人口も一万八千人を超え農工商の各分野にわたり調和ある発展を伝ちながら着実に歩み続けていることは、まことにご同慶に堪えないところであります。いかえれば歴代為政者のかたたの献身的なご努力と町民みなさまの温かいご協力、ご理解が溶融いづれもみなさまがたのご協力により立派に完成いたしましたと思います。次に多年宿願であった国鉄新駅の開駅、県営住宅の完成も間近くなる幸田の歴史に輝かしい一頁を飾る運びになりました。

かように町勢は誠ましく伸びておりますが、近年はご承知のようにご歳入面では一般財源の伸びは鈍化する一方歳出面では人件費、扶助費等の義務的経費の増嵩、物価の高騰に加えて普通建設工事の増加が見られますので、財源の効率配分と行財政運営の合理化に真剣に取組まなければならないと存じます。

また最近の行政は経済の高度成長に伴う広域行政を必要としますので、ますますその必要を感じるものでございます。

宿舎の第二期工事に町道横落山ノ線線、幸田岡崎線の第三期工事あるいは幼児保育に心要な坂崎保育園等いづれもみなさまがたのご協力により立派に完成いたしました。次に多年宿願であった国鉄新駅の開駅、県営住宅の完成も間近くなる幸田の歴史に輝かしい一頁を飾る運びになりました。

かように町勢は誠ましく伸びておりますが、近年はご承知のように歳入面では一般財源の伸びは鈍化する一方歳出面では人件費、扶助費等の義務的経費の増嵩、物価の高騰に加えて普通建設工事の増加が見られますので、財源の効率配分と行財政運営の合理化に真剣に取組まなければならないと存じます。

また最近の行政は経済の高度成長に伴う広域行政を必要としますので、ますますその必要を感じるものでございます。

本年は従来も強めて参りましたが本町の約半分の面積をもつ山林の開発、特に地の利を生かした観点開発を、大きな視野に立って進める一方、ご承知のように近年世の中がスピード化されましたが道路の維持管理がついてゆけなかったので通学道路を考慮しての舗装工事を実施してゆきたい考えであります。また表面に現れる輝かしい建設事業の反面、地味であり生活をしてゆくに最も必需の前提条件である健康の管理面についても考えてゆかなければならない問題であります。

その他継続事業あるいは新規事業を実施する計でございますがその財源には相当苦慮することと存じますが同、県に出向きまして資金の導入に万全を期したいと存じます。

また自動車交通量の緩和策である一般国道二四八号線バイパス、県道衣浦港線および矢作用水、豊川用水等の広域行政の問題がありますが、みなさんと、ともにあらゆる意味においての一健康な町づくり一に努力してゆきたいと決意いたしております。

意義ある新年をむかえるにあたり簡単ではありますが所信の一端をのべてごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

幸田町議会議長 池田国一

輝かしい昭和四十二年の新春を迎えるにあたり町議会を代表し町民の皆様に謹んで新年のご祝詞を申しあげます。

過ぎし町政の歩みを顧みますと町民各位の常に変らないご支援ご協力を賜り年とともに御誕の一途を辿りつつあることはまことにご同慶のいたりであります。ご承知のごとく昨年は重点施策をモットーとし多年の宿願であった新駅も着工されいよいよ今春三月開業北部開発の基盤となるべき幸田美合線も同時期に完工することとなり、民生方面においては県営住宅の誘致、坂崎保育園の建設、伝染病舎の一市四町統合等の事業が行なわれました。

本年は新都港および衣浦港の背後地として観光、土木、産業の開発が期待され幾多の大事業が山積しております。これらの事業が具体化されることにより本町の新造と共に輝々たる発展が約束されることと思います。ことに昨年は、町長の任期満了により加藤町長が決意も新たに理念をもって町政を担当せられ町執行部は一新され、定例議会において町政の基本方針の、新出馬である農業構造改善事業、森林資源開発の所信表明を行なわれ、議会といたしましてもこの遂行のため鋭力をいたしたいと存じますのでいっそうのご支援、ご協力を念願いたしまして年頭のごあいさつといたします。

今迄こそ本町が大発展を遂みだす最重の年でありますよう祈願もあと幾許もない期間でありますが最後のベストをつくし本町発展のため鋭力をいたしたいと存じますのでいっそうのご支援、ご協力を念願いたしまして年頭のごあいさつといたします。

一月十五日は成人の日

各戸に国旗をたてましょう

一月十五日は成人の日、「おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いはげます」国民の祝日です。幸田町でも当日町内四百八十名の新成人が中央公民館で成人式を挙げます。各戸に国旗をたててお祝いしましょう。

新有権者

「憎たちこれだけは一生汚さずに使おうよ」

新年のごあいさつ

県議会議員　真木　勗

幸田町の皆様あけましておめでとうございます。

遠望峯山に初日をいただいて静かに迎えた新年は、かがやく朝日の昇るように平穏で明るく栄光にみちた年にいたしたいものであります。

過ぎさりました昭和四十一年は新駅の建設や国道バイパスの予算が軌道にのり、住宅建設や各種道路等多くの公共施設が着々と進められ多大の成果を収められますとともに、町長選挙が平穏に行なわれ一つの転機をひかえた年でありましたが、昭和四十二年はこれらのことを基盤といたしましてさらに大きく、前進すべき年であります。

新駅の完成やバイパス工事の促進は既定の事実でありますが、遠望峯山の開発や全町にわたる山麓地帯の活用等に適切な構想を樹てこれに関連する公共事業の推進はこれに関連する公共施設の振興、住民福祉の向上とあわせて極めて重要であり都市近郊町村としての特質を十分活かすべきであると存じます。これらのことの実現は幸田町の幸多い前途を約束するものでありまして多くの可能性にみちた郷土といわねばなりません。

具は中部圏開発整備法の具体化とともに、さきに樹立した新地方計画にもとづいて形市農村ともに均衡のとれた発展をめざしているのでありまして、この地方計画をさらに具体化した西三河地域総合計画に平行した町自体の建設計画の着実な実施が要請されるのであります。

海道、衣浦港形線の国道等に関連して適切な開発が予見できると思うのであります。

幸田町は立町以来すでに十余年を経過し生長発展の歩を進めつつありますが、健全なる地方自治体として個々と全体とのよりよい調和のとれた発展を祈念してやまないしだいであります。

さらに本年は明治以来百年という記念すべき年でありまして、わたくしたちの祖先が開拓せる幕末の政情を克服して大なる犠牲を生むことなく近代国家に脱皮した大きな功績を偲び思を新にして国づくりを決意すべき年でもあると思うのであります。明後すでに二十度い。殊に意義深い明治百年に当る昭和四十二年の元旦をむかえ得ることができましたことをよろこびから感謝しあわせて幸福の御平安と御繁栄をお祈りし新年のごあいさつといたします。

わたくしたちは明治の先輩がよく困難を克服して新生日本を築いた努力にならい現代に対処しなければならないと考えるものであります。

また今年は未の年でありますが未は未熟・未完の語に示されるように未来への可能性を内包した年であるということになりましょう。

幸田町内在する可能性を発揮することがわたくしたちに課せられた責任といえましょう。未は羊に通ずるともいわれますがあまりにも考えることの多くなすべきことの山積するあまり応援に馳なく多般亡羊を警戒せねばなりますまいし、まして羊頭狗肉の愚を犯してはならないと存じます。

いづれにいたしましても国自治の確立は詳細にわたりご承知のことと思います。従来保険というものは将来発生するであろう偶然の災害にともなう損失の補塡という役割（効用）を利用するものであります。このため特に建物共済には共済金額の高額加入をし補償力の増大をはかることが必要であります。

建物共済は農家の皆様がたの相互力によって災害に対処するよう農家であるあなたがた本位にしくまれてあります。

第一に掛金が安い。

最近では他の共済事業保険会社等も掛金を下げては参りましたがはるか遠く足元にもおよびません。

建物共済は当初より安い掛金をモットーとしております。一日四円（ビース一本分）の掛金で火災だけを到象にした場合は百万円、火災風水害の場合は四十三万五千円までの補償がなされます。

安かろう悪かろう等とはもってのほか、安い掛金で一生懸命との事業に励んでこそ二十年後の今日自信をもって立派に推進して行けるわけです。建物共済は掛捨だからと歎遠するかたもまゝありますが掛捨になってこそ不幸なかたに厚い補償がなされるのであって共済保険事業の最も理想な姿であるといえるのではないでしょうか。

罰金はこの掛金が掛当であるか生かされたお金の使いかたであるかを考える必要があるのではないでしょうか。現在の経済状勢からみて物価の高騰は続きます。お金の価値は下り続けます。そうした中において長期建立共済のキャッチフレーズの第一番に「貯蓄しながら云々」と大書されているが、前書のとおり経済構造を考えた時に時代にマッチしたお金の有意義なる使用方法を現代人として身につけるセンスを持ちたいものです。このセンスを持っておられるかたは必ずしも掛捨とは思わず経済の発展に成功されているかただと思われます。

建物共済はいうまでもなく損害保険であります。損害と補塡とは経済とともに平行するものであります。以上のことから他の事業と比較研究され建物共済が一番農家の皆様がたのためになるものであることを確信され本町が火災発生シーズン期に備え四十一年度建物共済「奇引受を一月二月に全戸全棟の一括引受を実施いたしますから加入されることをお願いします。

〃備えあれば憂なし〃

加入要領

一、加入申込書の提出

住所、氏名　建物の種類

加入金額等を記入し生産組長または農業共済医へ提出

一、掛金の払込

申込と同時に掛金払込または指定日までに払込んでください。

なお詳細にわたりお知りになりたい時は産業課農業共済係まで。

一月保険センター行事予定

日（曜）	時間	行事	摘要
一月一日（水）	午前九・三〇〜〃十一・三〇	乳児相談	身長・体重測定月別指導その他一般相談
	午後一・三〇〜三・三〇	妊産婦検診	初めての方は印かんをご持参ください
一月十七日（火）	午前十・〇〇〜午後三・〇〇	成人病検診	野崎公民館にて実施する多数受けてください
一月十八日（水）	午前九・三〇〜〃十一・三〇	乳児相談	身長・体重測定月別指導その他一般相談
	午後一・三〇〜三・三〇	乳児検診	三ケ月児、七ケ月児の医師による診察および指導
一月十九日（木）	午前九・三〇〜〃十一・三〇	離乳食実施講習	

年頭のごあいさつ

幸田農協組合長　中根順治

町民の皆様、謹んで新年のお慶びを申しあげます。

昭和四十二年の輝しき新春を迎えるに当り、所感の一端を述べ御祝辞といたしたいと存じます。

昨年五月当組合の組合長に就任以来、小玉前組合長の残された偉大な業績を熟ぐべく、またその発展を目ざしてきたわけでありますが、新驚も浅くその重責を果せるかどうか非常に心痛いたしたわけでありますが役員諸氏の御援助を得、また組合員皆様がたのお力添を頂き、この輝しき新春を迎え得ましたことを心から感謝し御礼申しあげます。微弱も合併百年目を迎えましたが、この記念役員一丸となり組合員発頃を守り農民の信条を発揮すべく驀進努力をいたしておりますのでより一層の御支援御鞭撻をお願い申しあげます。

農協も合併後逐次その整備拡充を重ね新事務所、有放も完備いたし、今後の課題はなんといっても内容も充実して基盤のゆるがないようにしなければならないと常に心を配っている次第です。年度当初の事業計画もそれぞれ遂行して初期の目標を達しつつあります。

特に昨年は共済事業におきましては特別推進を願いし、組合員の御協力のもとに五億八千万円の実績を挙げることができましたことは一重に組合員各位の御理解のたまものと厚くお礼申しあげます。また昨年十月より自動車損害賠償責任共済を開始し、この事業でも今後一層の御協力をお願いいたす次第であります。

その他各事業におきましても年度末決算にはこれを総代会に報告し農協も農家組合員構造の変化に即応する農協の整備をはじめとし組合員組織の連けいをより強化し各事業量の拡大また組合内部体制の充実を念願するものであります。

これに関連し昨年の総会で御承認を頂きましたが、当組合自己資本の足らざる所その経営の健全化において財務における欠陥として痛感している次第であります。自己資本の充実こそ組合経営健全化のための当面の急務かと存じます。

よってこの面におきましても組合員皆様がたの御理解を頂き、今後これら農協としての当しております諸問題を総意をもってこれに処する方策を打ちたて愛様の組合事業に対する全利用を願うべく農協会館、有放、ライスセンターとその拡充整備を共にまた組合員の「声」をつねに事業に反映させて皆様の納得のいく組合に育ててまいりたいと存じます。皆様がたの絶大なる御協力をお願いいたしまして、ごあいさつといたします。

火災シーズンがやって来た

偶然の災害

〃それはあなたかも知れない〃

建物共済については毎年加入推進していますのでその特色等につては詳細にわたりご承知のことと思います。従来保険というものは将来発生するであろう偶然の災害にともなう損失の補塡という役割（効用）を利用するものであります。このため特に建物共済には共済金額の高額加入をし補償力の増大をはかることが必要であります。

建物共済は農家の皆様がたの相互力によって災害に対処するよう農家であるあなたがた本位にしくまれてあります。

第一に掛金が安い。

最近では他の共済事業保険会社等も掛金を下げては参りましたがはるか遠く足元にもおよびません。

建物共済は当初より安い掛金をモットーとしております。一日四円（ビース一本分）の掛金で火災だけを到象にした場合は百万円、火災風水害の場合は四十三万五千円までの補償がなされます。

安かろう悪かろう等とはもってのほか、安い掛金で一生懸命との事業に励んでこそ二十年後の今日自信をもって立派に推進して行けるわけです。建物共済は掛捨だからと歎遠するかたもまゝありますが掛捨になってこそ不幸なかたに厚い補償がなされるのであって共済保険事業の最も理想な姿であるといえるのではないでしょうか。

罰金はこの掛金が掛当であるか生かされたお金の使いかたであるかを考える必要があるのではないでしょうか。現在の経済状勢からみて物価の高騰は続きます。お金の価値は下り続けます。そうした中において長期建立共済のキャッチフレーズの第一番に「貯蓄しながら云々」と大書されているが、前書のとおり経済構造を考えた時に時代にマッチしたお金の有意義なる使用方法を現代人として身につけるセンスを持ちたいものです。このセンスを持っておられるかたは必ずしも掛捨とは思わず経済の発展に成功されているかただと思われます。

建物共済はいうまでもなく損害

新有権者の感想文が募集されます

新たに成人となる青年男女のみなさんから次の要領により感想文が募集されますから、ご応募ください。

○感想文の内容と題目

民主政治、とくに選挙に対する新有権者としての自覚を内容とするもの。

題目は自由

○枚数

二〇〇字詰原稿用紙一〇枚以内または、四〇〇字詰原稿用紙五枚以内

○応募資格

昭和二一年一月一日から同二二年一月三一日までの間に生れた者

○締切期日

昭和四二年一月三一日（当日付消印のある郵送作品は受付ます）

○提出先

東京中央区銀座四丁目

自治省選挙管理課あて

○入選者決定

昭和四二年三月中旬

その他詳細を知りたいかたは役場総務課総務係までお問い合せください（有放二〇二六番）

商工だより

一、税務相談指導日程

とき　一月十日・十三日・十七日・二十日・二十四日・二十七日各午後一時より

ところ　幸田町商工会館

二、婦人のつどい

とき　一月三日・十七日　午後七時

ところ　幸田町商工会館

花道修養座談会

くらしのヒント

和服をよごさない注意

ご婦人の和服はいいものですがかんじんのきものがよごれていてはだいなしです。とくに細ものはよごれがすぐしみこみ、とれにくい。きものをよごさないように、つぎのことに注意しましょう。

まず入浴と髪洗い。髪のよごれはきもののえりをよごします。体が清潔なら半えりや長じゅばんはよごれません。きものや長じゅばんのすそをよごさないために、細の和服用ストッキングをつける。

うすい色の訪問着などのときはほこりの立つ道やドロのはねる道を長く歩かないこと。手をよごさないように手袋も忘れずに、お茶などを飲むときはひざにハンカチをのせること。

おもち便利帳

お正月には何といってもおもちが一番のごちそうですが、おもちの便利帳をご紹介しましょう。

○おそなえの鏡もちには夜の間だけポリエチレンをかぶせておくと、ホコリよけにもなり、乾燥を防ぐので、鏡開きのとき、庖丁を入れやすくなります。また、外箱のひびわれた部分はそぎとって、干して紙くしておくと、揚げもちにしておいしく食べられます。

○また、おもちはカビが生えやすいものですが、切ったら表面を日光か風にかるくさらして乾してからきっちり重ねて箱に入れておくと、ある程度防げます。

○おもちの栄養。乙飯一杯分ともち一切（約八〇グラムのもの）が同じ一九八カロリーです。消化もたいへんよいものですが、たべすぎないように……。

（グラフNHK）

幸田町議会

第三回定例会開催

昭和四十年度幸田町一般会計才入才出決算認定等九議案を原案どおり可決。

幸田町議会第三回定例会は、十二月十四日招集され、会期を三日間と定め、月例検査報告二件、陳情書一件の報告をした後、九氏の一般質問に入り、町長より答弁があり続いて議案の審議に移り、昭和四十年度決算認定については、決算特別委員会を設けて慎重審議した結果、全議案とも原案どおり可決認定した。

一般質問ならびに議決議案の概要は次のとおり。

一般質問

質問 一、町有財産の管理について、理事者として十分できているか。

二、役場の経費を節減する考えがあるか、また慰税の考えがあるか。

町長 一、土地、建物に対して十分管理しておりますが、一部において不十分な点もあるかと思うので、これら具体策を早急にみつけ実施したい。

二、人件費について、優秀な職員を採用し事務能率の向上をはかり経費の節減をする。その他組織の注意のもとに慰労は省き、有効に使う。減税については、税法にしたがい徴収し、運用面で不均衡がないようにする。

質問 一、新町長は、無投票当選され町民に信頼を寄せる機会もなかったので、抱負の所信をきいたい。

町長 本町は地形的に非常に恵まれ、将来大きく発展する立地にあると思い、できるだけ努力し、すべて積極的に取組み町のために働きたい。

一、山林の開発を進めること。

二、遠望等山、三ケ根原を中心とした観光開発をすること。

三、産業道路の完全に伴ない、国、県、町道の整備をすること。

四、大工場誘致とそれに伴なう大住宅団地の誘致をすること。

五、矢作用水の導入をすること。

六、農業と工業を均衡発展させること。

七、住宅団地の造成をすること。

八、住民の福祉増進をはかること。

九、青少年の育成と教育の拡充をすること。

質問 一、三河港と二ケ根駅ができることに伴ない、碧郡港の背後地として幸田町をどういう方向に進めるか。

二、同、によって、人口増加に伴なう、教育、公共施設の拡充について。

三、人口増大、町発展に伴なう都市計画についてどう考えているか。

町長 一、三ケ根駅を中心として付近一帯の丘陵、山梨地帯の開発、国道二四八号線バイパスを今計画中の産業道路まで延長、接続し、これら産業道路開発に伴ない、町内の国、県、町道路の整備をする。

二、町民の福祉増進をはかる上から順次進る事もやむをえないが、専門家に調査検討を依頼し、真に必要なものから着手したい。

三、具体的のことは発表できませんが、下水道、排水、道路整備を進め、公園等は、山麓部、丘陵地帯や池を利用する。また、現幸田駅に西側駅の新設、それに伴ない約五一帯の開発も考えている。

質問 一、最近郡高校の農業科を廃止という話を聞きますが、本町にある分校の前途についてどう考えるか。

二、町内保育園の改造、施設等についてどのような考えを持っておられるか。

三、区民健康保険について、三十九年度、四十年度と相当額の繰越金があるがこれについてどのように考えているか。

町長 一、県においては廃校の意志はないようです。また将来は農業高校として本校に昇格し、自然的環境のもとに中堅的青少年の育成をはかりたい考えです。

二、保育園の改造、施設等はできる限りそういう方向に努力するがその国に、通学道路の整備をしたい考えであります。

三、動会について、国保税の減税は考えておりません。それよりも一回町民の福祉増進、平均的な正に運用する。

質問 一、雇用住宅、県営住宅入居希望者の少ないのは、地帯や池を利用する。また、現幸田駅に西側駅の新設、それに伴ない約五一帯の開発も考えている。

町長 一、雇用住宅、県営住宅入居希望者の少ないのは、交通の便とか、近くに希望される職場がないのが原因だと思います。交通機関については東海道線のスピードアップが近い将来に予定されており、序々に増えると考えております。今後においては宅地を町で開発し、住宅を増加させる方向に持っていく考えであります。

二、道路には、それぞれ目的があるので、今後十分調査して是正したい。

質問 一、矢作用水の導入についてどのような考えを持っておるか。

二、町村合併の振興法が施行され全国的に合併が推進され、ムードの高まっている今日、本町の合併についての考えを明示されたい。

三、四十二年における町政の最重点的事業について。

四、返畷、長家、久保田といった北部地域の開発についてどういう構想を持っておられるか、また幸田、岡崎線の完成を間近かにひかえ、県道移管、バス路線ということに対してどのように考えておられるか。

町長 一、私の任期中、最も困難な事業と覚悟しております。これは、敷地、負担金等の問題をどういう具合に解決するか、真剣に考え、皆様方の知恵をかり町費を節約し、良い方法を考え周知をあつめて取組んで行きたいと考えております。

二、合併ということは考えたことはございません。他人の財政にせん。自分の力で町民のために進めて行きたいと考えている。

三、重要県道、通学道路を始め予算の許すかぎりこれら道路の舗装を重点的にやり、それと同時に原まれない家庭、母子の関係から特に住宅施設の病院以上の物を作りたいと考えております。

四、具体策は、まだ発表できませんが、国、県の資力において、大工場、大住宅地なり町として目ざましいものを持ってきたいと考えただいま関係機関と折衝中でございます。それに伴ない幸田、美合線等道路整備もあわせて進めていきたいと思います。なお南部地域についても同様の考えを持っております。

質問 一、農用住宅の利用者は予想外に少ないが、これら住宅政策についてどう考えておられるか。

二、国、県の助成金でやる工事は、町の単独工事より低率であるが、これら等補助工事に対する町施策について。

町長 一、住民の身近かな問題でございまして、下水道も合めて前郡市と話合いの上進めて行きたい。また危険物については、ただいま具体策を考慮中ですが皆様がたから具体策を聞かせていただく必要がないため中長六十キロ、月の必要がないため中長六十キロ、チタール、延長六十五メートルを廃止するもの。

質問 一、建国記念日指定公布に当って町として有意義な行事の実行について。

二、今日の交通事情は、悪化し交通戦争という言葉が使われますが、これら等交通安全非常事態宣言都市ということについてどう考えるか。

三、公害ということがさけばれている今日、家畜多頭飼育等に関する農業公害の対策について。

四、県知事選挙、地方議会議員選挙等明年は選挙が真山あるがこれらに対し、明るく清く正しい選挙推進宣言についてどうお考えがあるか。

町長 一、具体策はまだありませんが有意義な行事があれば実施したい。

二、信号機、歩道橋の設置ともに運転者、歩行者に交通法規の教育をし交通災害を未然に防止する。宣言都市については、調査して効果があることであれば実施したい。

三、むつかしい問題でありまして、町として充分指導してまいりたいと考えております。

四、町民によく普及、宣伝し、明るい選挙のできるよう努力したい。宣言都市を全者することは長いことでありますので町民の声がそういうことであれば宣言したいと思っております。

○議案第二十五号、町道路線一部廃止ならびに不用物三払い下げについて。

深溝地内、深溝渡島線、大草地内線第一号、五号線の一部を交通の用に供する必要がなくなったため廃止し、関係区に払い下げるもの。

○議案第二十六号、無事もとし金の支払について。

幸田町農業共済条例第三十六条の規定により家畜共済の無事戻し金を二十一万七千六十八円支払うもの。

○議案第二十七号、幸田町税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法の一部を改正する法律の規定の施行に伴い改正する必要があるからである。

○議案第二十八号、町有清掃の公用廃止ならびに払い下げについて。

大草地内で工場敷地内となり公用廃止ならびに払い下げ。

○議案第二十九号、昭和四十一年度幸田町一般会計補予算。

町税、交付税、寄付金、県支出金等を財源に歳出にあてる。総務費、民生費、土木費等必要やむを得ない総額九二五五千円の補正予算。

○議案第三十号、昭和四十一年度幸田町特別会計農業共済補正予算。積立金等を財源に歳出において無事戻金、業務費等総額三四〇千円の補正。

○認定議案第一号、昭和四十年度幸田町一般会計歳入歳出決算。

○認定議案第二号、昭和四十年度幸田町特別会計区民健康保険事業歳入歳出決算。

○認定議案第三号、昭和四十年度幸田町特別会計農業共済事業歳入歳出決算。

○認定議案第四号、昭和四十年度幸田町特別会計簡易水道事業歳入歳出決算。

昭和40年度幸田町．一般会計．特別会計才入才出決算

会計別	歳入 予算額	歳入 決算額	歳出 予算額	歳出 決算額	繰越額
一般会計	246,734,000	240,942,457	246,734,000	235,179,481	5,762,976
国民健康保険	46,884,000	55,056,111	46,884,000	45,454,859	9,601,252
農業共済	13,642,000	10,013,034	13,642,000	8,608,060	1,404,974
簡易水道	3,797,000	3,379,426	3,797,000	3,246,582	132,844

農業近代化資金等利子補給規則の一部改正される

このたび国における制度の運用の改正に伴い、愛知県近代化資金利子補給要綱の一部が改正され、新たに果樹ならびに家畜の育成に要する資金が融資対象となりましたので、関係農業者には農業経営改善のために、この資金をご活用ください。対象資金の概要は次のとおりです。

(一)果樹等の育成資金

1貸付条件については、果樹等の植栽資金と同様であり、貸付利率は個人等で年五分五厘以内共同利用が年七分以内で、償還期限は一五年以内であり、据置期間は三年以上七年以内であります。

2貸付対象経費は、果樹等の育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃、農機具の賃借料、その他生産用諸材料等であります。

3貸付対象の期間および金額

区分	期間	金額（10アール当り）
かんきつ	植栽後七年	一五、〇〇〇～二〇、〇〇〇円
その他の果樹	〃	一〇、〇〇〇～一五、〇〇〇
桑	〃	一〇、〇〇〇

4貸付対象者は、貸付対象となる果樹の直積が五アール以上の栽培者とする。

(二)生産家畜の育成資金

1貸付条件については、家畜清育資金と同様であり、貸付利率は個人等で五分五厘以内、共同利用が七分以内で、償還期限は五年以内で、据置期間は二年以内であります。

2貸付対象経費は、生産家畜の育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃、牽引用機械類具諸材料費等であります。

3貸付対象の期間および金額

区分	期間	金額（頭当り）
乳牛	生後二八ヶ月	一〇〇、〇〇〇円
繁殖用牛	〃	五〇、〇〇〇
繁殖豚	生後一六ヶ月	一〇、〇〇〇

4貸付対象者は、乳牛および繁殖用肉牛で二頭以上、繁殖豚は三頭以上の飼育者とする。

(三)農村環境整備資金

農業者等の環境の整備を推進するため、診療施設、農事巡回指導、水道施設、その他の農村における環境の整備の必要な施設（産児保育所、研修施設等）などが新たに加えられました。なお詳細については役場農業課までお問合せください。

幸中東池を含む二十カ所
消防水利として指定

幸田町では、消防の第一要件をなす水利を常に確保し消火体制の万全を期そうと、このほど消防法の改正と相俟って溜池、河川等次の自然水利を消防水利として指定したのでお知らせします。

なお、この水利には法に基づき標識が立てられております。

○第一分団区域

(1)長縄手字西馬場崎　相見川
(2)久保田字柴崎　センコウ池
(3)大草字本田　石川（大田橋）
(4)高力字高崎　相見川
熊谷橋北五〇メートル

○第二分団

(5)菱池字東郷　尾浜川
(6)菱池字大山　前田川
(7)菱池字小袋　尾浜川
(8)永野字山川岡　広田川
(9)野馬字池崎　赤川
(10)野馬字石荒　豊小窯池
(11)六栗字中屋敷　鷲池
(12)六栗字南屋敷　須美川
(13)六栗字南屋敷　向屋敷橋附近

○第四分団

(14)深溝字鍋沢　はす池
(15)深溝字門前　本光寺池
(16)深溝字石打　声郷川　矢崎橋
(17)深溝字荒かご　見竜橋附近
(18)深溝字大栗　幸中東池
(19)上六栗字角田　前田川
(20)上六栗字中屋敷　広田川
(21)上六栗字常生　行谷入口
(22)桜山字中屋敷　広田川
(23)上六栗字常生　畜池

法の解説

○消防法第二十一条

町長は池、河川等の施設で、その管理者等の承諾を得て消防水利として指定、常時使用可能な状態に置くことができる。

○消防法施行規則第三十四条の二

この水利には標識を掲げなければならない。

新春のご挨拶

幸田町商工会長　星野寿一

皆さま明けましておめでとうございます。

昭和四十二年の元旦を迎え旭日東天に輝く幸田町の発展と幸多からんことを心からお祈り申し上げます。

昨年五月前会長の榊原喜八氏のあとを受け誠いで以来お強をもちまして大過なく過ごすことができました。これはひとえに皆様方のご支援とご協力の賜と深く感謝の意を表する次第であります。

本年こそは商工業の振興に新しい信念としっかりとした観念を胸中に持って幸田町の発展のために尽力いたしたいと思います。

当年頃に当り皆様方のご健康とご多幸をお祈り申上げますとともに時期のご力添えを賜りますようお願いいたしまして挨拶といたします。

〃発展を期待する幸田〃

幸田町織工業会　永井仁

輝やかしい一九六七年の新春を迎え皆様、おめでとうございます。

現在の経済を展望するに、東西三河の交通の要地、大きくは太平洋ベルト地帯の一角に位置する幸田が十年、二十年後どのように最も好ましい方向に発展し、住民の幸福につながるかは、町民の大きな関心事であります。

二十年後の産業・文化・生活の位置づけでありこれを今こそ基本的に、英知を集めて準備をしておき、地域住民の発展的協力を求めるかについて、その関心を高めることに大団であると感じます。

工業・農業・商業・観光・住宅・文化と全産業にわたっては抵自の部分上控えて、町民織維工業による石油化学工業は拡大し、その関産物であるアクリルは合成繊維の原料であります。後進国の手のとどかない義務産業から出る大量の副産物制原料をやすく得てつくられる品質のよい合繊は、各産業の発展がつきるとなく関連し、積極的に適応する、具体的には協業にあるいは工業資材等、あらゆる分野に進出しています。

ひるがえって町内織維産業の見通すとき、伝統的地元産業の雄、織維は、工業会を中心に先人の意志をついで鋭意努力しております。

幸田町を「遅くく住み長い働き場所は町内で一の方向で希望に満ちた若人の文選を期れば、織物の産業は、産地問部に負けない織維の町に発展することも可能であります。

進出を予想される他産業との調和をとり、また都市近郊型の農業をまじえて、興隆、新都、西尾等の周辺都市を五分で結ぶ大幸田実現に今幸田町民が百年の大計の元と一大勇気心をもって厳密な計画をたずさえる、希望に胸をふくらませ、着実なあゆみをつづけようではありませんか。

三学期を迎えて

楽しかったお正月も終わって、いよいよ三学期です。三学期は、一年のうちで一番寒かい季節であり、学校生活の一つの節ともいえましょう。進級・卒業と学年のしめくくりの学期を、くいのないものにしたいものです。

○ **皆学年**

冬休みの遊びぐせを早くなおし、三学期にのぞむ心構えをつくらせましょう。寒い季節ですから健康にもじゅうぶん注意し、早起きの習慣を見行きさせるようにしたいものです。

○ **中学年**

先生や家庭の助言に頼らず、生活設計を自主的にたてさせ、自分で進んで行動できるように指導したいものです。また、冬の寒さにへやにこもってテレビばかり見がちになりますが、元気に遊ばせることも必要です。そして、遊びと仕事・勉強のけじめをはっきりとつけさせるようにしましょう。

○ **高学年**

卒業をひかえた最高学年の見童・生徒は・小学校・中学校時代の総仕あげの時です。このことをよく自覚させて何事も最後までやりぬく心構えで、しめくくりの三学期をがんばるように指導してください。

◇　◇　◇　◇

年末、年始の食品衛生

年の暮れには、いろいろな商品がどっと出回り、いかがわしい食品もまた、その例外ではありません。

短時間に多量のものを製造するため、取り扱いが粗雑になったり、二・三か月前に作ったものを正月までもたせるために、防腐剤を不正に使用したり、買手の目をひくために不良な食品を使ったり、あるいは反対に漂白料を過量に使用するなどの違反が、今なお跡を絶ちません。そこで毎年、暮れから年末にかけて保健所では、食品のいっせい取締りを実施し、不良品はどしどし処分をしております。しかし、だからといって役所まかせにしておが、お互に十分に注意することが、必要でしょう。それにはまず食べ物は信用ある店から買うことが肝要でしょう。単に値段だけにこだわるのは決してじょうずな買い方とはいえないようです。また一概平に十分注意して購入するのも食べ物のじょうずな買い方のひとつです。

表示は正確のようなもので、食品の生まれ場所（製造者の住所氏名）を明確にしているものです。今までの取締り結果からみても「標示」のないものや、はっきり「標示」がされていない食品にはいかがわしいものが多いようです。

もうひとつの問題としてこのごろの季節になるとバイ菌による食中毒などはほとんど発生しなくなると考えがちですが、その実、最近では家庭での暖房がゆきとどいてきましたので、案外バイ菌にとっては春のようなもので一冬は食中毒の心配無用といった考え方は通用しなくなってきています。台所の清潔・清とん・手洗いの励行にも十分心掛ける必要があります。

かぜの予防

「かぜ」は古くから知られている病気であり、またいまでも、もっともポピュラーな疾患です。しかし、いろいろな病気の初期には「かぜ」とみ誤まられていることが多いようです。

このように問題が多く含まれていながら、いまだにその本体は十分解明されていません。

しかし、ウイルス学者はその本為へと、一歩、一歩近づきつつあります。やがては、その本体がすべて明らかにされる日がくるでしょう。

さて、本体の解明はウイルス学者にまかせるとして「かぜ」の中では、もっとも恐ろしいインフルエンザを含めて、私たちが日常、心得ておかなければいけない「かぜ」の予防と治療についてのべてみましょう。

かぜ誘因は、かぜの直接の原因であるウイルスという病原体です。ウイルスに感染したからといって、すぐ発病するわけではありません。つまり、からだの抵抗力のおとろえたとき（これを誘因といいます）に発病するわけです。

誘因のおもなものをあげますと、気温・湿度の変化、過ぎめ、うたたね、不用意な薄着、雨にぬれること、不節制、過労、ごみを吸うこと、気のゆるみなどです。

どうならべてみますと神ならぬ身のこと、「かぜ」をひかないことは、至難のわざといえましょう。

もし、「かぜ」をひいたなら、安静、・保温・栄養の三原則を確実に守ることが大切です。かぜぐすりは事故などがあって問題となっていますが、医師の指示により使用するのが安全です。現代の医学は、まだウイルスを直接殺すくすりを生成していないといわれるくらいで、くすりにたよりすぎるのは危険です。

さて「かぜ」を積極的に予防する方法を最後に列挙しておきましょう。

(1)クシャンとしたらまず安静にし、保温に注意する
(2)医師の診断を受ける
(3)あらかじめ予防接種をうけておく
(4)抵抗力をつけるためにからだを鍛えておく
(5)不節制をさける
(6)休息と睡眠を十分とる
(7)うがイをする
(8)不必要な外出をさける
(9)栄養をとる
(10)温度の変化に気をつける

厚生年金保険の年金受給者
現況届の提出を忘れずに

厚生年金制度は被保険者が年をとり、または、ケガや病気のため廃疾となって働けなくなったときや、被保険者が死亡したときに給付金（年金）を支給して被保険者や遺族の人々の生活の安定と福祉の向上にきょうすることを目的としています。

これらの給付金（年金）の支払を正しく円滑に行なうため国（保険者）では、年一回、老令年金をはじめ年金受給者から現況届を提出していただくことになっています。

この現況届の提出期限は老令年金、障害年金、遺族年金は二月十五日、そして通算老令年金については三月十五日です。

現況届をきめられた期限までに提出されませんと年金の支払が差し止められますので、年金受給者の方々は、必ず、忘れずに届出してください。

なお、現況届の手続きなどについておわかりにならないことがありましたら、もよりの社会保険事務所でおたずねください。

バイクも強制保険に入らなければ走れません

去る6月29日自動車損害賠償保償法が改正されました。

この法律では、自動車が人身事故を起した場合の損害賠償能力を確保するために、自動車を強制保険に加入させていますが今度の改正で一般にバイクと呼ばれている原動機付自転車も強制保険の対象となり、本年10月21日からは、強制保険に入っていないバイクは使えません。

この強制保険を扱っているところは「海上火災」または「火災海上」の看板を掲げている損害保険会社及びその代理店です。保険料は離島（橋、遂道又はフェリーボートによる本土との間の交通又は　移動が不可能な島）以外の地区に　使用の本機を有するものについては2,540円、離島に使用の　本機を有するものについては1,910円となっています。　またバイク強制保険をかけますと、保険証明書とステッカー（3．5cm平方の薄板）が渡されますが、保険証明書はバイクの荷物入れや工具入れに入れて、バイクを使うときは常に備え付け、またステッカーはそのバイクに貼っておかなくてはなりません。貼る場所は市町村が交付するナンバープレートの左上部ですが、ナンバープレートがない場合や、あってもステッカーを貼る余白のない場合は、車体の前面の見やすい場所です。保険に入っていないバイクを使ったり、証明書を備え付けていなかったり、あるいはステッカーを貼っていなかったりした場合は、処罰されます。

この強制保険に入っていれば、万一事故を起したときも被害者に対して支払った損害賠償金のうち、死亡なら150万円まで、傷害なら50万円までは保険会社から保険金として支払ってもらえます。

また今度の法律改正で強制保険に代わるものとして農業協同組合の行なう責任共済事業がはじまりましたので、農業組合員の方は、軽自動車とバイクに限り、この責任共済に加入すれば強制保険に加入しなくともよいことになっています。責任共済の内容は責任保険の場合とまったく同じです。

なお、強制保険及び責任共済では被害者が直接保険会社又は農協に保険金相当額を請求する方法もあります。それでも足りない分は加害者に請求できます。

また、ひき逃げ事故の被害者や、相手が強制保険加入義務違反の無保険車のため保険金をもらえない被害者には、国がその損害をてん補する制度がありますから、あきらめずに請求してください。

請求の手続きは近く損害保険会社又は農協の窓口でしてください。